

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(099)226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年（平成30年） June 6月号

平成30年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について



ミヤマキリシマの咲くころ（えびの高原）

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成30年度	
全国安全週間実施要綱及び説明会日程について	2～3
平成30年度全国安全週間説明会のご案内	4
平成29年臨検監督実施結果について	5
梅雨期の労働災害防止対策について	6
STOP！熱中症クールワークキャンペーンについて	6
災害に学ぶ ～熱中症防止対策について～	7～8
賃金に関する各種調査にご協力下さい	8
新規学卒者の職業紹介状況！	9
平成30年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報値）	9

保健師からお届け	
クローバーたより ～唾液の力は凄かよ!!～	10
時間外労働等改善助成金のご案内	11～12
「鹿児島県働き方改革推進支援センター」のご案内	13
職場での労使間のトラブルで	
お困りの労働者、事業者の皆様へ	14
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内	15
平成30年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内	16
平成30年度鹿児島地区出張特別試験のご案内	
～労働安全衛生法に基づく免許試験～	17
平成30年7月の講習開催のご案内	18

さくらじま

4年前に閉校となった中学校の還暦同窓会がGW期間中にあり、61名中33名、恩師5名が出席した。生まれた昭和33年には東京タワーが完成し、二十歳の頃（昭和53年）にはサンシャイン60が開館しインベーダーゲームがヒットした。

80歳を超えた恩師よりサムエル・ウルマンの詩「青春」が披露された。

“青春とは人生の或る期間をいうのではなく、心の様相を言うのだ。年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。歳月は皮膚のしわを増すが、情熱を失うときに精神はしぼむ。人は信念と共に若く、疑念と共に老ゆ

る。人は自信と共に若く、恐怖と共に老ゆる。希望のある限り若く、失望と共に老い朽ちる。”

還暦を機に現役を引退する人も多く、満60歳で定年とする企業も多かったが平成12年以降は65歳定年の企業も増えている。高齢社会白書によると、労働力人口（6,673万人）のうち65歳以上は786万人（11.8%）いる。「働けるうちはいつまでも」働きたい高齢者が多く、高い就業意欲を持っていると分析されている。資産家でないかぎり、生きていくためには収入が必要である。せめて5年くらいは理想・情熱を失わずに働きたい。

風土・人情、共に心地良い鹿児島をみんなで育て発展させてもらいたい。

平成30年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかかけえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

2 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生

教育の実施

- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

- (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等

に関する安全衛生教育の実施

- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適應する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

平成30年度全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島県管内	6月7日(木)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月7日(木)13時30分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月8日(金)13時30分～	一般	基準協会	ホテルアーク（旧シヤドデンさのさ）
	6月11日(月)10時00分～	建設	建災防	南薩建設会館
	6月12日(火)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月13日(水)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月14日(木)10時00分～	建設	建災防	凌雲閣
	6月15日(金)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月18日(月)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市総合保健福祉センターふれあいせだ
	6月18日(月)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月19日(火)10時00分～	一般	基準協会	種子島建設会館
	6月19日(火)13時30分～	一般	基準協会	南薩地域地場産業振興センター
	6月20日(水)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月21日(木)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
川内署管内	6月22日(金)10時00分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月26日(火)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月8日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月11日(月)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月12日(火)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
	6月12日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月13日(水)14時00分～	一般	基準協会	出水市中央公民館
	6月15日(金)10時30分～	建設	建災防	甌島建設会館
鹿屋署管内	6月5日(火)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月21日(木)13時30分～	一般	基準協会	志布志市市民文化会館
	6月7日(木)13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月13日(水)10時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月15日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
加治木署管内	6月7日(木)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月7日(木)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月8日(金)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月8日(金)14時00分～	一般	基準協会	加音ホール
	6月12日(火)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月8日(金)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
	6月12日(火)10時00分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月13日(水)10時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館
	6月15日(金)10時00分～	建設業以外	基準協会	奄美振興会館（奄美文化センター）
	6月18日(月)10時00分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館
	6月20日(水)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館
	6月25日(月)14時00分～	全業種	合同	喜界町中央公民館

(公社) 鹿児島県労働基準協会

是非、参加下さいますようご案内致します。また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話	099-226-7427	FAX	099-226-7429
◇川内支部	電話	0996-25-1377	FAX	0996-25-1377
◇鹿屋支部	電話	0994-40-9055	FAX	0994-40-9056
◇加治木支部	電話	0995-63-1030	FAX	0995-63-1030
◇加世田支部	電話	0993-58-2183	FAX	0993-58-2184
◇志布志支部	電話	099-472-4877	FAX	099-472-4833
◇大島支部	電話	0997-53-5487	FAX	0997-53-6270
◇種子島支部	電話	0997-22-2736	FAX	0997-22-2731

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災

第91回

+ 全国安全週間

主催：厚生労働省・中央労働災害防止協会

本週間 2018 7/1▶7 準備期間 2018 6/1▶30

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
 惜しめぬ努力で築くゼロ災

5/1 まで
 販売開始

～ご自身のポスターは、P.4へ～

タレント 申込No.131 840円
 ※タレント用ポスターサイズはA3の横型になります。

スローガン大 申込No.132 308円

※ポスターは縦型と横型にサイズ変更が可能です。ご要望ください。
 サイズ：横型・縦型ともにA3の横型になります。縦型はA4の横型になります。

※サイズ：横型・縦型ともにA3の横型になります。縦型はA4の横型になります。

NEW

新たな視点でみつめる職場
 創意と工夫で安全管理
 惜しめぬ努力で築くゼロ災

スローガン小A・風景 申込No.133 260円

NEW

スローガン小B・動物 申込No.134 260円

NEW

スローガン小C・子供 申込No.135 260円

準備期間、ヨシダ君 申込No.136 260円

スローガン小・ヨコ 申込No.137 260円

NEW

安全週間必読の
 書籍、小冊子。P.3へ

社名印刷について 本誌、各誌に掲載の社名を印刷していただきます（一部を除く）。詳しくはP.16をご覧ください。

安全週間がスタートします！ 準備は万全ですか？

NEW!

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

安全週間のぼり
横 ハトメ・ヒモ付

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

安全週間のぼり (耐水用紙)

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

安全週間横幕(布) 申込No.176 2,257円
0.5×2.5m 横 ハトメ・ヒモ付

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

NEW!

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

NEW!

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

Focus 話題の用品! 新入者教育に!

新入者教育、安全衛生大会のイベントなど使い方はいろいろ! みんなで楽しみながら、安全衛生の基幹を学ぼう!

かるからおぼえる
安全衛生用語45選

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

こんな使い方も!

第91回 安全週間
スローガンのぼり
ボリエナール 4間(ハトメ・ヒモ付)
新な視点でみえる職場
創意工夫による安全管理
惜しまれ努力で無くす災害
申込No.169
2,494円
2.3×0.7m
布
申込No.170
2,257円
2.3×0.7m
布・ジャンパ▶
申込No.171
16,633円
6.2×1.3m

申込No.246 1,944円

印刷面でもうちとく! 盛り上がり!

「お知らせ」 鹿児島支部労働保険事務組合委託事業主の皆様へ

平成29年度労働保険料はすべて国に納付しましたのでお知らせ致します。
皆様のご協力に感謝申し上げます。
平成30年度につきましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人鹿児島県労働基準協会鹿児島支部

平成29年臨検監督の実施結果について (約70%の事業場に法違反)

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は平成29年に管下5労働基準監督署において実施した臨検監督の実施結果を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1 臨検監督の実施件数及び違反率

- (1) 平成29年に実施した臨検監督件数は1,492件で、このうち1,055件(70.7%)で労働基準関などの違反が認められる結果となっています。
- (2) 業種別の違反率を見ると、清掃・と畜業が92.9%、保健衛生業が85.9%となっており、製造業、運輸交通業、農林業、畜産・水産業、商業で70%を超えています。

2 臨検監督における主要な法違反の状況

(1) 労働基準法関係

「労働時間」に関するもの・・・376件(25.2%)

36協定の締結・届出なく残業させていたもの
届け出た36協定の上限時間を超えて労働させていたもの 等

「割増賃金」に関するもの・・・216件(14.5%)

法定の割増率による割増賃金を支払っていないもの
定額残業制で定額を超える時間外・休日労働を行わせたのに、差額の残業代を支払っていないもの 等

もの 等

(2) 最低賃金法関係

「最賃効力」に関するもの・・・70件(4.7%)

最低賃金に満たない金額で賃金を支払っていたもの

(3) 労働安全衛生法関係

「安全基準」に関するもの・・・327件(21.9%)

機械に安全装置を設置していなかったもの
高さ2m以上の高所作業で墜落防止措置を講じていなかったもの 等
(作業床の設置、作業床の端・開口部への手すりの設置、安全帯の使用等)

「健康診断」に関するもの・・・121件(8.1%)

定期健康診断、有害業務従事者への特殊健康診断の未実施 等

* 臨検監督とは

労働基準法などの遵守を目的に、労働基準監督官が実施する立入検査のことです。臨検監督の結果、問題が認められた場合には、法違反の是正を勧告するなどにより改善を図っていただくこととなりますが、行政指導に応じない場合には、書類送検を行うなど厳正に対処していくことにしています。

平成29年監督実施状況及び措置状況

鹿児島労働局

業種	定期監督等実施件数	違反事業場数	違反率（％）	違反状況（労働基準法）							最賃法		違反状況（労働安全衛生法）										
				15条	32、34 35、40 条	37条	89条	107条	108条	4条 または 23、24 条	4条	10、11 12、15 17、18 19条	14条	20・ 25条	20・ 25条	30・ 31条	45条	59・ 60条	61条	65条	66条		
				労働条件 の明示	関係労働時間係	割増賃金	就業規則	名簿労働者	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全衛生管理体制	主任者作業	安全基準	衛生基準	事業者等特定元方	自主検査期	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断		
1 製造業	262	187	71.4%	22	88	32	18	2	17	6	14	19	26	71	20	0	40	14	16	20	30		
2 鉱業	5	4	80.0%	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0		
3 建設業	610	398	65.2%	10	18	17	4	0	5	3	0	3	28	206	19	85	25	7	10	0	13		
4 運輸交通業	72	53	73.6%	7	48	13	5	0	7	2	5	3	0	4	0	0	2	1	0	0	11		
5 貨物取扱業	11	9	81.8%	1	5	1	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	2		
1号～5号 中計	960	651	67.8%	40	159	64	28	2	32	12	19	25	54	285	39	85	68	24	29	20	56		
6 農林業	29	23	79.3%	3	2	1	1	0	4	3	1	0	0	14	0	0	9	4	2	0	1		
7 畜産・水産業	23	18	78.3%	5	0	3	1	0	5	1	0	0	1	7	1	0	4	3	2	1	3		
8 商業	230	178	77.4%	36	115	57	23	4	40	15	30	17	3	9	3	0	8	0	4	2	32		
9 金融広告業	10	3	30.0%	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
10 映画・演劇業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11 通信業	2	1	50.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12 教育研究業	8	4	50.0%	1	3	2	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2		
13 保健衛生業	85	73	85.9%	9	28	46	10	0	12	19	5	2	1	2	0	0	0	1	0	0	5		
14 接客娯楽業	72	50	69.4%	15	32	22	11	0	19	6	11	8	0	3	0	0	0	0	0	0	7		
15 清掃・と畜業	14	13	92.9%	5	8	4	2	1	2	0	1	0	0	5	1	0	3	1	0	0	2		
16 官公署	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17 その他の事業	59	41	69.5%	3	28	17	7	1	9	3	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	12		
6号～17号 中計	532	404	75.9%	77	217	152	59	6	91	48	51	30	5	42	5	0	25	9	9	3	65		
合計	1,492	1,055	70.7%	117	376	216	87	8	123	60	70	55	59	327	44	85	93	33	38	23	121		
違反条文ごとの割合				11.1%	35.6%	20.5%	8.2%	0.8%	11.7%	5.7%	6.6%	5.2%	5.6%	31.0%	4.2%	8.1%	8.8%	3.1%	3.6%	2.2%	11.5%		
全国	120,095	86,627	72.1%	13,866	35,346	20,268	10,425	1,431	11,736	5,299	3,948	6,875	5,264	21,440	20,746	4,792	5,835	1,587	1,264	3,067	19,400		
違反条文ごとの割合				11.5%	29.4%	16.9%	8.7%	1.2%	9.8%	4.4%	3.3%	5.7%	4.4%	17.9%	17.3%	4.0%	4.9%	1.3%	1.1%	2.6%	16.2%		

* 畜産業の労基法 37 条違反（割増賃金）は深夜労働に係る違反

梅雨期の労働災害防止対策

鹿児島労働局健康安全課

今年も梅雨の季節となりました。全国的に梅雨時期は大雨による土砂崩壊災害などが懸念され、通勤及び通常時の作業はもちろん、災害復旧現場作業においても十分な注意が必要です。

平成25年1月から平成29年12月までの5年間に鹿児島労働局管内で発生した土砂崩壊を原因とする休業4日以上労働災害件数は7件で、うち死亡災害が1件でした。工事の種類では、排水溝工事、建物の基礎工事、治山工事、河川工事、浄化槽設置工事、災害復旧工事などの工事現場で発生しています。

以上を踏まえ鹿児島労働局では、特に梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期していただくよう、建設業者等の関係者に対し、次の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその確実な実施をお願いしています。

「安全第一」を基本に考え、気象情報などの早めの把握と当該情報などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。

当該点検結果を踏まえ、作業計画を定めこれに基づき作業を行うこと。

- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき対策を講ずること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講ずること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

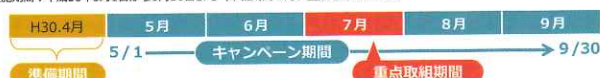
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

平成30年5月～9月

熱中症予防対策の徹底を図る

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう！

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
☐ 作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
☐ 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
☐ 服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
☐ 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
☐ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
☐ 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全衛生協会、公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会、【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H30.4)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1 暑さ指数（WBGT値）の把握	
☐	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。
STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。	
☐	暑さ指数を下げるための設備の設置
☐	休憩場所の整備
☐	涼しい服装等
☐	作業時間の短縮 暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
☐	熱への順化 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。
☐	水分・塩分の摂取 のどが潤いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感音性、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐	日常の健康管理等 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
☐	労働者の健康状態の確認 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。
STEP 3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、監視等により、次の事項を確認しましょう。	
☐	暑さ指数の低減効果は実施されているか
☐	各労働者が暑さに慣れているか
☐	各労働者の体調は問題ないか
☐	作業の中止や中断をさせなくてよい
☐	各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
異常時の措置 少しでも異常を感じたら、ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。	

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を感じたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。



災害に学ぶ

熱中症防止対策について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

総務省が平成29年10月18日に発表した「平成29年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況」によると、平成29年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員数の累計は52,984人でした。平成28年同期間の50,412人と比べると2,572人増となっています。

また、都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員数は、沖縄県が最も多く、次いで鹿児島県、宮崎県、熊本県、佐賀県の順でした。

ところで、厚生労働省が発表した「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（平成30年1月末時点速報値）」によると、平成29年の死傷者数（休業4日以上）は528名、死亡者数は16名となっており、平成28年と比較して、死傷者数は1割程度、死亡者数は3割程度いずれも増加しています。

業種別では、過去5年間（平成25年～29年）の死傷者数を見ると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の5割弱がこれらの業種で発生しています。また、死亡者数についても、建設業が最も多く、次いで多い製造業と合わせると5割強がこれらの業種で発生しており、次いで警備業、農業、清掃・と畜業の順に多く発生しています。

鹿児島地方気象台が平成30年4月25日に発表した「九州南部・奄美地方の3か月予報」によると、今年の5月から7月の平均気温は、「高い確率50%」となっており、昨年より暑くなることが予想されます。

今回は、以上のことを踏まえて、建設業で発生した2件の災害事例を紹介します。

【災害事例1】

〈災害発生状況〉

7月下旬（晴れ、最高気温34.9℃）の木造建築工事現場において、午前8時ごろから屋外で軒下作業の補助を行っていたところ、作業が終了した午後5時ごろに被災者の歩行に異常が見られ、体調不良を申し出たため、病院に連れて行ったが、熱中症による多臓器不全により翌朝亡くなったもの。

〈災害の原因〉

気温の高いところで作業を行ったことも原因の一つになりますが、軒下作業の補助に過重というまでの作業状況はなく、10時、12時、15時の休憩と、水分補給も適宜摂っていた中、歩行異常となる運動障害が現れ、更に体温調節機能破たんによる高体温などの重篤な状態に陥っています。原因としては、次のことが考えられます。

- ①現場には、水分補給のため、お茶とスポーツドリンクが用意されていたが、お茶を中心に摂ったため塩分欠乏を生じたこと。
- ②被災者は若干肥満体型で、一般的に皮下脂肪が厚い場合は皮膚表面からの熱を放射する作用が低いため、体温低下のための発汗量が多くなり、水分不足が生じ、更に、湿度が高く汗が蒸発しにくい状態だったため、汗が体温低下に作用しなかったこと。
- ③休憩施設に冷暖房施設がなく、屋外での休憩であったこと。

- ④周囲の同僚が、熱中症の初期症状に気づかず、被災者からも直前まで体調不良の申し出がなかったこと。
- ⑤関係労働者の熱中症に対する知識が乏しかったこと。



【災害事例2】

〈災害発生状況〉

7月中旬（晴れ、最高気温32.5℃）鉄骨鉄筋造り建屋建築工事現場において、午前8時頃から屋外で、外壁取付作業を行っていた被災者が、午後3時頃に体調不良を申し出て、給水場付近で休憩しようと移動して座ったところ、そのまま仰向けに倒れ、意識を失い、搬送先の病院で治療を受けていたが、翌日亡くなったもの。

〈災害の原因〉

気温の高いところでの作業でしたが、外壁取付作業に過重というまでの作業状況はなく、10時、12時の休憩と、水分補給、塩分補給を適宜摂っている中、体調不良を申し出た直後に意識不明となるなどの重篤な症状を発症しています。その原因としては、次のことが考えられます。

- ①被災者は、1週間の休み明けのため、現場入場から3日しか経っておらず、暑さへの順化が喪失していたこと。
- ②休憩施設に冷房がなく、屋外での休憩であったこと。
- ③被災者は若干肥満体型で、体温低下のための発汗量が多くなり、水分不足が生じ、更に、湿度が高く汗が蒸発しにくい状態だったため、汗が体温低下に作用しなかったこと。
- ④周囲の同僚が、熱中症の初期症状に気づかず、被災者からも直前まで体調不良の申し出がなかったこと。

〈災害の対策〉

まず、熱中症は、重篤度別に次の症状や分類に分かれています。

分類Ⅰ型 重篤度：小

- ◆めまい・失神
- ◆筋肉痛・筋肉の硬直
- ◆大量の発汗

分類Ⅱ型 重篤度：中

- ◆頭痛・気分不快・嘔吐・倦怠感・虚脱感

分類Ⅲ型 重篤度：大

- ◆意識障害・痙攣・手足の運動障害
- ◆高体温

もちろん、重篤度が小、中程度であっても、適切な応急措置等をしない場合は、重篤度大へと症状が重くなる場合があります。

次に、熱中症の基本的な対策は次のとおりとなります。

①暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を図る。

②作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう、余裕をもった作業計画を立てる。

③設備対策・休憩場所の確保

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討する。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保する。

④服装の検討

通気性のいい作業着を準備する。また、クールベスト

などの採用について検討する。

⑤教育研修の実施

熱中症防止対策について、教育を行う。

⑥熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場として管理体制を整える。

⑦緊急事態の措置の確認

体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知する。

⑧作業管理

◆作業時間の短縮等

WBGT値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わない。やむを得ず行う場合は、次に留意する。

○単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。

○作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

◆熱への順化

7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

◆水分・塩分の補給

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。

⑨健康管理

◆健康診断結果に基づく対応

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえて配慮を行う。

○糖尿病、○高血圧症、○心疾患、○腎不全、○精神・神経関係の疾患、○広範囲の皮膚疾患、○感冒等、○下痢等

◆日常の健康管理等

朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。

◆労働者の健康様態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。

【終わりに】

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図るため、昨年度に引き続き、「平成30年度STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。ぜひ厚生労働省のホームページをご覧ください。

<厚生労働省ホームページ>

◆STOP！熱中症 クールワークキャンペーン]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

賃金に関する各種調査にご協力下さい。

鹿児島労働局 賃金室

鹿児島労働局労働基準部賃金室では、賃金の実態を把握するため、「最低賃金に関する実態調査」と「賃金構造基本統計調査」の2種類の調査を実施します。

対象となる事業所の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

2種類の調査は次のとおりです。

①最低賃金に関する実態調査

「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の2つから構成されており、中央最低賃金審議会及び鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金の改正等の審議に際し、極めて重要な資料となるものです。最低賃金の適正な決定には、県内の賃金の状況を表すデータが不可欠であることは言うまでもありません。

賃金改定状況調査は約300事業所を、最低賃金に関する基礎調査は約1,300事業所を対象に、原則として6月1日現在の状況を、6月中に実施します。

②賃金構造基本統計調査

毎年、全国一斉に行われる調査で、最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されており、その結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の算定等に必須のものとなっており、極めて重要な役割を果たしています。

なお、産業の種類、地域、企業規模等の関係から、連続して対象事業所に選定される場合もありますが、趣旨や重要性をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

県内の対象は約1,500事業所で、原則として6月30日現在の状況を、7月中に実施します。

平成30年度第1回作業環境測定士試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

（公財）安全衛生技術試験協会より平成30年度第1回作業環境測定士試験について周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

◆試験の種類・試験日

第一種作業環境測定士試験	平成30年8月22日（水）・23日（木）
第二種作業環境測定士試験	平成30年8月22日（水）

◆受験申請書の受付

(1) 受付期間	平成30年5月25日（金）～6月22日（金）
(2) 提出先	（公財）安全衛生技術試験協会本部（東京）

詳細は、試験協会（Tel.03-5275-1088）又は当協会（Tel.099-226-3621）まで。

新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局訓練室

【平成30年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は99.1%（前年同月比0.3P減）、県外就職希望者の就職内定率は99.8%（前年同月比0.1P減）、全体で99.5%（前年同月比0.1P減）となりました。県内就職内定者は2,185人で就職者全体の54.5%。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は97.8%（前年同月比0.7P増）、県外就職希望者の就職内定率は96.2%（前年同月比0.7P増）、全体で97.0%（前年同月比0.7P増）となりました。県内就職内定者は852人で就職者全体の49.0%。
- 景気の緩やかな回復基調が続いている中で、高校生の県内求人数は5,934人と前年同月比で993人（前年同月比20.1%）増加したこともあり、高校生の就職内定率は4年連続で99%台の高水準となっています。また、大学生の就職内定率についても、県内、県外いずれも前年を上回り、県内就職希望者の就職内定率が5年連続で90%を超えるなど、高水準が続いています。
- 鹿児島労働局とりまとめの平成30年3月新規学卒者の就職内定状況については、下記の鹿児島労働局HPに掲載しています。
http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/news_topics/houdou.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年3月末現在】

県内有効求人倍率 1.24倍（前月比0.03P減）
 全国平均有効求人倍率 1.59倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 0.89倍（前年同月比0.13P増）
 全国正社員有効求人倍率 1.07倍（前年同月比0.13P増）

※本県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が統計開始以来過去5番目となり、23か月連続で1倍台となるなど、全体としては、企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあります。産業によりばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視していくこととしています。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【人材確保等支援助成金】

- 職場定着支援助成金、人事評価改善等助成金及び建設労働者確保育成助成金の一部コースを整理統合し、設備改善等支援助成金を新たに加え、平成30年度から人材確保等支援助成金が始まりました。

- 1 雇用管理制度助成コース
- 2 介護福祉機器助成コース
- 3 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
- 4 中小企業団体助成コース
- 5 人事評価改善等助成コース
- 6 雇用管理制度助成コース（建設分野）
- 7 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
- 8 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
- 9 設備改善等支援助成コース

各コースの内容も含め、ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年4月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	471	3	483	4	-12	-1
1 製造業	96	0	95	1	1	-1
1 食料品製造業	49		57	1	-8	
4 木材・木製品製造業	9		5		4	
9 窯業土石製品製造業	6		6			
11～12 金属製品製造業	5		8		-3	
13～15 機械器具製造業	7		6		1	
上記以外の製造業	20		13		7	
2 鉱業	1	0	1	0	0	0
3 建設業	77	0	76	0	1	0
1 土木工事業	31		30		1	
2 建築工事業	40		30		10	
3 その他の建設業	6		16		-10	
4 運輸交通業	59	0	56	1	3	-1
1 鉄道・航空機業	2		6	1	-4	
2 道路旅客運送業	5		7		-2	
3 道路貨物運送業	51		42		9	
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	12	0	9	0	3	0
1 陸上貨物取扱業	5		5			
2 港湾運送業	7		4		3	
6 農林業	24	2	28	0	-4	2
1 農業	10	1	12		-2	1
2 林業	14	1	16		-2	1
7 畜産・水産業	24	0	25	0	-1	0
8 商業	55	0	51	0	4	0
1 卸売業	4		5		-1	
2 小売業	41		39		2	
3 理美容業	1		0		1	
4 その他の商業	9		7		2	
9 金融・広告業	5	0	7	0	-2	0
11 通信業	5	0	5	0	0	0
12 教育・研究業	3	0	5	0	-2	0
13 保健衛生業	52	0	67	0	-15	0
1 医療保健業	19		23		-4	
2 社会福祉施設	30		43		-13	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	25	0	29	0	-4	0
1 旅館業	5		6		-1	
2 飲食店	10		11		-1	
3 その他の接客娯楽業	10		12		-2	
上記以外の事業	33	1	29	0	4	1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	23	1	16		7	1
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	10		13		-3	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	56	0	47	0	9	0
第三次産業（8～17）	178	1	193	0	-15	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上（災害によるもの）で、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



✳ 保健師からお届け

クローバーたより ✳

唾液の力は凄かよ!!

健康✳ 第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島



クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく...

ヘルスサポートセンター鹿児島
勤務医による

健康一話

皆さんが毎年受ける健康診断の診察についてです。

初めに下眼瞼で貧血の程度、リンパ節の腫れの有無、口腔内、甲状腺の触知、肺の雑音の有無、心臓の雑音の有無を主に診ています。

その他お身体のことでも気になることがあればお気軽にご相談ください。

唾液は口の中だけでなく、体の健康を保つ上でなくてはならないものです！唾液の力をみてみよう!!

唾液の力

- ・消化を助ける ・美味しいと感じる
- ・食べ物が飲み込みやすくなる
- ・虫歯予防 ・口臭予防
- ・体内への細菌侵入をブロック
- ・がんの原因物質を減少
- ・老化を抑える

唾液が少なくなる原因

加齢、嚙む回数の減少、口呼吸、ストレス、
糖尿病、シェーグレン症候群、薬の副作用 など

～たくさん唾液を出すために～

よく噛んで食べる、口腔ケアで口の中を保湿するのも大事じゃ！
口内の乾燥が気になる時はかかりつけの歯科医院に相談すっど！

唾液腺マッサージ ①～③を2～3回くり返します

耳下腺	①耳下腺マッサージ 人さし指から小指までの4本の指を ほほにあて、上の奥歯のあたりを 後ろから前へむかってまわす(10回)	
舌下腺 顎下腺	②顎下腺マッサージ 親指をあごの骨の内側のやわらかい 部分にあて、耳の下からあごの下まで 5か所くらいを順番に押す(各5回ずつ)	
唾液の分泌を促すためには、大きな唾液腺がある場所をマッサージすることが効果的！ 食前に行うのがおすすめ!!	③舌下腺マッサージ 両手の親指をそろえ、あごの真下から 舌をつきあげるように、ゆっくりグーッと 押す(10回)	

<参考文献> 8020推進財団 <http://www.8020zaidan.or.jp/pdf/kenko/daeki.pdf>

クロ葉 心の狂句

健康に
無くてはならん
唾液パワー
マッサージして
ずんばい出そう

クロ葉 健一

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



第2木村団地バス停より徒歩3分 上塩屋電停より徒歩6分



【時間外労働等改善助成金のご案内】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「時間外労働等改善助成金」とは、中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら、労働時間の縮減等に取り組む場合に、その費用の助成を行うものです。職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

平成30年度時間外労働等改善助成金には、「時間外労働上限設定コース」、「勤務間インターバル導入コース」、「職場意識改善コース」、「団体推進コース」、「テレワークコース」があります。「テレワークコース」を除く4つのコースについては、労働局雇用環境・均等室で処理を行っています。「テレワークコース」は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人 日本テレワーク協会で処理を行っています。

4つのコースの詳細については、リーフレットをご参照ください。

「時間外労働等改善助成金」 （時間外労働上限設定コース）のご案内

時間外労働の上限時間を適切に設定し、長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

このコースでは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上乗額を加算（助成金の合計は200万円まで）
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を3/4から4/5に上乗せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、高度基準告示の適用除外業務も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題	助成金による取組	改善の結果
業務上の無駄な作業を見直したい！	外部の専門家によるコンサルティングを実施	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制等の構築につながった。それにより、時間外労働の削減ができた
始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！	労務管理用機器や、ソフトウェアを導入	記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務時間の標準化につながった。その結果、時間外労働の削減もできた
新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	労働能率を向上させるために設備・機器を導入	新たな機械・設備を導入して使用することになったところ、実際に労働能率が向上し、時間当たりの生産性が向上した。それに伴い、時間外労働も減らすことができた

生産性の向上を図ることにより、時間外労働の削減が可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、鹿児島労働局雇用環境・均等室（電話099-223-8239）におたずねください。

厚生労働省 鹿児島労働局

時間外労働等改善助成金 検索

時間外労働上限設定コースの助成内容

対象事業主

平成28年度又は平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業主を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数日行った労働者（単月に複数日行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 即時使用する労働者
小企業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新（※3）
- ⑧ 労働能率の向上に資する設備・機器等の導入・更新（※3）

（※2）研修には、業務研修も含みます。
（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等室（※）に提出（締切は2月3日（月））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月15日（金））

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定を締結する労働時間数を削減し、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

上記の成果目標に達して、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上の範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

以下に「いすけい」を例として、1事業場当たりの上限額を算出します。

Ⅰ 1事業場当たりの上限額200万円
Ⅱ 上限設定の上限額及び休日労働時間の合計額
Ⅲ 対象経費の合計額×補助率3/4（※4）
（※4） 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組でそれを超える場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Ⅱ】の上限額

● 上限設定の上限額

事業主実施の上限設定時間	時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定する場合	時間外労働時間数で月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定する場合	時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定する場合
事業主実施の上限設定時間	45時間以下	60時間以下	60時間以下
成果目標額	150万円	100万円	50万円
成果目標額	100万円	50万円	—
成果目標額	50万円	—	—

● 休日労働額

事業主実施の休日労働額	4週当たり4日以上の休日労働額	4週当たり5日以上の休日労働額	4週当たり6日以上の休日労働額	4週当たり7日以上の休日労働額	4週当たり8日以上の休日労働額
4週当たり4日以上の休日労働額	100万円	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり5日以上の休日労働額	75万円	50万円	25万円	—	—
4週当たり6日以上の休日労働額	50万円	25万円	—	—	—
4週当たり7日以上の休日労働額	25万円	—	—	—	—
4週当たり8日以上の休日労働額	—	—	—	—	—

（H30.4）

「時間外労働等改善助成金」 （勤務間インターバル導入コース）のご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 一定の要件を満たした場合に、助成率を3/4から4/5に上乗せして支給
- 労働能率の向上に資する設備・機器等の導入、業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題	助成金による取組	改善の結果
インターバル制度を導入するために、業務上の無駄な作業を見直したい！	外部の専門家によるコンサルティングを実施	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、休息時間を確保できる体制が整備できた
始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！	労務管理用機器や、ソフトウェアを導入	記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、休息時間の管理も可能になった
インターバル制度を導入するために、新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	労働能率を向上させるために設備・機器を導入	新たな機械・設備を導入して使用することになったところ、実際に時間当たりの生産性が向上し、休息時間を確保できる環境が整備できた

生産性の向上などを図ることにより、勤務間インターバルを導入!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、鹿児島労働局雇用環境・均等室（電話099-223-8239）におたずねください。

厚生労働省 鹿児島労働局

時間外労働等改善助成金 検索

勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業主を有する中小企業事業主（※1）であること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 即時使用する労働者
小企業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新（※3）
- ⑧ 労働能率の向上に資する設備・機器等の導入・更新（※3）

（※2）研修には、業務研修も含みます。
（※3）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等室（※）に提出（締切は2月3日（月））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月15日（金））

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

新規導入（対象事業主が既に該当する場合）
新規に労務管理用ソフトウェアを導入する労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

適用範囲の拡大（対象事業主が既に該当する場合）
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者とすること。

時間延長（対象事業主が既に該当する場合）
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数（※4）	補助率（※5）	1事業場当たりの上限額
9時間以上	3/4	40万円
11時間未満	3/4	50万円
11時間以上	3/4	50万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数（※4）	補助率（※5）	1事業場当たりの上限額
9時間以上	3/4	20万円
11時間未満	3/4	25万円
11時間以上	3/4	25万円

（※4） 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数（※4）は、最も短いものを指します。
（※5） 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組でそれを超える場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

（H30.4）

「時間外労働等改善助成金」 （職場意識改善コース）のご案内

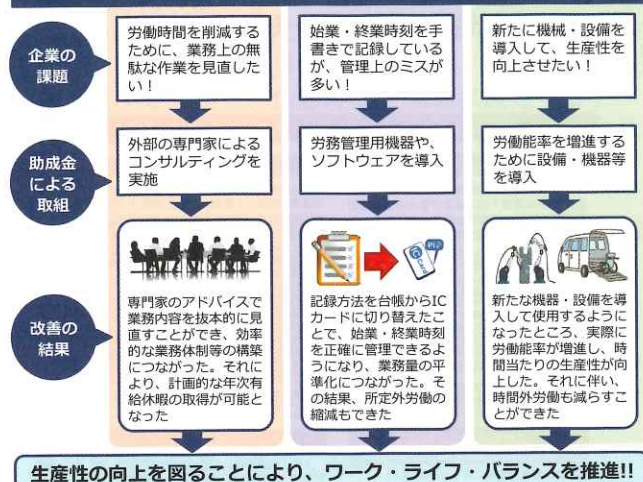
「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%、年次有給休暇取得率70%の達成（平成32年目標）を目指しています。

このコースでは、生産性の向上を図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご利用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 年次有給休暇を取得促進した場合、上限額を最大150万円までに引上げ
- 一定の要件の元で、助成率を 3/4 から 4/5 に上乗せ
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、鹿児島労働局雇用環境・均等室（電話099-223-8239）におたずねください。



厚生労働省 鹿児島労働局

時間外労働等改善助成金

検索

職場意識改善コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次のいずれかに該当する事業主であること

- ① 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以上であり、かつ月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主（※1）
- ② 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特例措置対象事業場（※2））、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主（※1）

（※1）中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 （飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）特例措置対象事業場とは、常時10人未満の労働者を使用する以下の業種の事業場が対象です。

① 商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
② 映画・演劇業	映画、演劇その他興行の事業、映画の製作の事業を除く
③ 保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
④ 接客娯楽業	旅館、料亭、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※3）
- ② 労働者に対する研修（※3）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※4）
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新（※4）
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※4）

（※3）研修には、業務研修も含みます。

（※4）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象と成りません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

● 対象事業主が①に該当する場合（※5）

ア 労務経費の削減促進

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年次取得日数）を4日以上増加させる

イ 所定外労働の削減

労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる

● 対象事業主が②に該当する場合

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする

（※5）事業主が事業実施計画で指定した3か月間について成果目標の達成状況を評価します

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

● 対象事業主が①の場合

対象経費の合計額×補助率（※6）

※6 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

※7 上限額を超える場合は上限額

● 対象事業主が②の場合

成果目標の達成状況 補助率 1企業当たりの上限額

達成 3/4 50万円

未達成 1/2 67万円

いづれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合

3/4 150万円

いづれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合

5/8 133万円

いづれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合

5/8 83万円

いづれも未達成

1/2 67万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は10月1日（月））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月15日（金））

(H30.4)

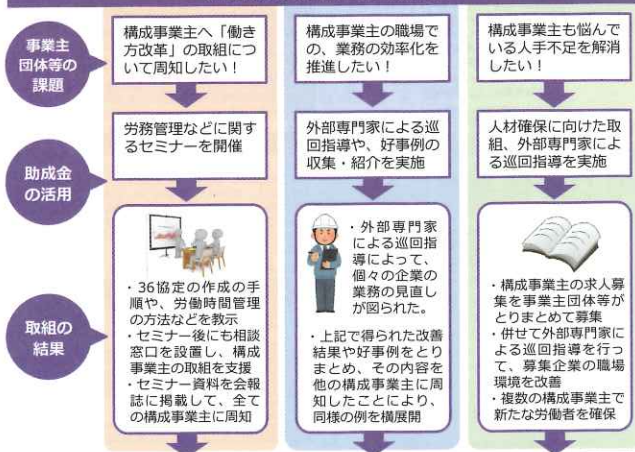
「時間外労働等改善助成金」 団体推進コース（新設）のご案内

この「団体推進コース」は、今年度から新設された助成金コースです!!

中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して重点的に助成金を支給します。

このコースでは、事業主団体等の皆さまを支援するとともに、構成事業主の皆さまを応援することを目指しています。業界の活性化のためにも、是非ご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



構成事業主による労働時間設定等の改善推進に向け、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、鹿児島労働局雇用環境・均等室（電話099-223-8239）におたずねください。



厚生労働省 鹿児島労働局

時間外労働等改善助成金

検索

団体推進コースの助成内容

対象事業主

3事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等（※1）であること

- ① 事業主団体
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人）
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 共同事業主
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることと要件を満たすこと。

（※1）事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要がある。中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 （飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化の理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催等の事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

【成果目標】 支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」の達成に向けて取り組んだ場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

以下いずれか低い方の額

① 対象経費の合計額（※2）

② 総事業費から収入額（※3）を控除した額

③ 上限額（※4）

（※2）支給対象の取組ごとに上限額を定めています。

（※3）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

（※4）上限額は以下のとおりです。

① 原則、上限額は500万円

② 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合は、上限額は1,000万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は8月31日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月15日（金））

(H30.4)

事業主の皆さま

鹿児島労働局委託事業
受託先：鹿児島県社会保険労務士会

「鹿児島県働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：099-257-4823

メール：hatarakikata@sr-kagoshima.jp

住所：鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日等を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していきますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等



厚生労働省 都道府県労働局

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」：基本的な考え方と改革の必要性

働き方改革の
基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要です。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

中小企業等における
改革の必要性

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要です。

魅力ある職場とすることで、人手不足解消にもつながっていきます。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

取組にあたっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者だからこその強みもあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、生産性向上や「魅力ある職場づくり」のためにきめ細かな支援を行います。

職場での労使間のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加機関からのご案内

職場内で労使間のトラブルが発生して、困っていませんか。鹿児島労働局では県内の行政や民間の団体によって構成される鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を立ち上げ、個別労働紛争の解決の促進を図るための連携を図っています。今回、個別労働紛争の相談ができる機関について紹介します（労働者・事業者いずれの立場の方も利用可能です）。

**解雇・退職勧奨・パワハラ・セクハラ
労働条件の引下げ・雇止め
配置転換・懲戒処分・賠償などの紛争**

①行政機関

機関名	制度概要	手数料	備考
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 （国の機関）	労働相談 県内6か所の総合労働相談コーナーにおいて、情報提供や個別相談のワンストップサービスを実施	無料	●予約不要 ●利用時間 月～金 8:30～17:15 （祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
鹿児島地方方法務局 （国の機関）	人権相談 解決に向けた助言	無料	同上
鹿児島県商工労働 水産部 （県の機関）	労働相談 法制度説明、解決などに向けた助言	無料	●予約不要 ●利用時間 月～金 9時～12時、13時～17時 （祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
生活・就労支援セン ター かごしま （市の機関）	労働相談 解決などに向けた助言、専門的な相談先の案内	無料	●鹿児島市民に限る ●予約不要 ●利用時間 月～金 8:30～17:15 （祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

②行政機関以外

機関名	制度概要	手数料	備考
鹿児島県弁護士会	常設有料法律相談 1回 30分（事前予約制） 面談による弁護士の相談 （場所：鹿児島県弁護士会館）	1回 5,000円 （税別）	●弁護士へ依頼する場合の費用は、各弁護士によって異なる。（法テラスによる費用立替制度が利用可能な場合もあり）
	労働者のための 無料法律相談 弁護士会にて受付後、担当弁護士の事務所での面談相談	初回 1時間無料	●労働者のみご利用いただけます。（事業者はご利用いただけません。） ●同一内容での相談の場合、1度のみの利用となります。2回目以降の相談は、担当弁護士に御確認ください。
法テラス鹿児島 （日本司法支援セン ター鹿児島地方事務 所）	情報提供 専門相談員による法制度や相談機関の紹介（面談もしくは電話）	無料 （電話の場合、 通話料は利用者 負担となります。）	●利用者についての条件なし ●利用時間 面談 1回30分 電話 1回15分程度
	法律相談 （法律相談援助） 予約制 弁護士・司法書士による無料法律相談（面談形式）	無料	●資力要件あり（経済的に苦しい方のみ利用可） ●利用時間 1回30分
鹿児島県社会保険労務士会	労働相談 （法律相談援助） 労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士が回答	無料	●電話相談 ●面談相談（要電話予約） ●利用時間 月～金 9:00～17:00 ただし、火・木曜日は19:00まで 第3土曜日 13:00～17:00

各機関の連絡先は次のとおりです。

機関名	担当部署名	所在地	電話番号
鹿児島労働局	雇用環境・均等室	鹿児島市山下町13-21鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
鹿児島地方方法務局	人権擁護課	鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0684
鹿児島県労働委員会	総務課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
鹿児島県	商工労働水産部 雇用労政課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3188
生活・就労支援センターかごしま		鹿児島市山下町11-1鹿児島市役所東別館1階	099-803-9521
鹿児島県弁護士会		鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
日本司法支援センター鹿児島地方事務所（法テラス鹿児島）		鹿児島市金生町4-10アーバンスクエア鹿児島ビル6階	050-3383-5525
鹿児島県社会保険労務士会	社労士会労働紛争解決センター鹿児島	鹿児島市下荒田3丁目44-18のセビル2階	099-257-4823
鹿児島地方・簡易裁判所	民事部	鹿児島市山下町13-47	099-222-7121 （代表）

それぞれの手続きの全ての特徴が記載されているものではありません。

トラブルの内容によっては、希望する手続きを利用できなかったり、他の相談窓口をご案内する場合があります。

もっと詳しい情報を知りたい方は、鹿児島労働局ホームページ内にある個別労働紛争解決制度のページにも掲載しています。

鹿児島県労働委員会から無料相談会のお知らせ

鹿児島県労働委員会では、毎月第4火曜日14:30～17:00（受付16:30）、県庁15階労働委員会において、労働委員会委員（公益委員、労働者委員、使用者委員）が相談に応じます。事前申込不要。直接会場へお越しください。鹿児島県労働委員会事務局 099-286-3943

《ご利用ください》

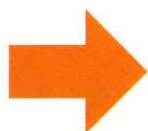
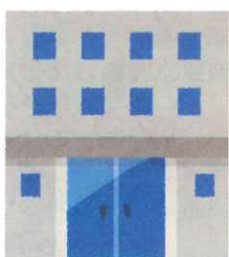
公益財団法人 産業雇用安定センター

人と企業を結ぶ出向・移籍等の

送出企業

お手伝いをしています

受入企業



産業雇用
安定
センター



- 人材育成や雇用調整などで「人材の送り出し」をされる時 ※離職前にご相談ください
- 事業の再構築を検討される時
- 定年退職予定の方が他企業への再就職を希望する時

- 事業の拡大や創業、増員・欠員補充など「人材の募集」をされる時、ご要望の人材を紹介します
- 雇用関係助成金の取り扱いもあります

- 47都道府県事務所の全国ネット・ハローワークなど他の機関との併用が可能です。マンツーマンで在職中から再就職までのお手伝いをします。（ご利用は無料です）

- 原則離職後6カ月以内での委託訓練や、各講習等の支援も行っています。

- 経験豊富な講師が、各種セミナー（有料）も行います。

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください



公益財団法人
産業雇用安定センター
鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階
電話 099-812-9551 FAX 099-258-9101
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



H29.5

平成30年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

鹿児島県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、近年増加傾向が続いていますが、平成29年は対前年比で24人減少したものの、1,961人（うち死亡者数21人）となるなど多くの労働災害が発生しました。

また、メンタル不調による休職が顕著化してきており懸念されているところです。

このような状況の中で、本年度も二つの特別講演を中心に大会を開催することに致しました。

事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、医療関係者等の方の参加をお待ちしています。

●日 時 平成30年 7 月 2 日(月) 午後1時00分～4時20分（開場12:00）
●会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1 電話099-257-8111）
※ 駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますので公共機関をご利用願います。

【特別講演第1】

演題：ながらワーカー ～事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン～

講師：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

労働衛生コンサルタント 富宿 明子（ふうしゅく あきこ）氏

【特別講演第2】

演題：明治維新150周年と西郷どん

講師：かごしま探検の会 代表理事 東川 隆太郎（ひがしかわ りゅうたろう）氏

● ● 特別講演者紹介 ● ●



富宿 明子 先生

1996年、福岡県北九州市の産業医科大学医学部を卒業。

大学病院や関連病院で3年間、麻酔業務に専従。

11年間、鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター（現 ヘルスサポートセンター 鹿児島）にて健診・産業医業務に従事。

2011年にフリーとなり、県内の様々な医療機関・専修学校にて麻酔・訪問診療・教育の業務も行っている。



東川 隆太郎 先生

「まち歩き」を活動の中心に据える自他ともに認める「まち歩きのプロ」。従来の観光地のみならず、普段見慣れている景色の中に埋もれている地域資源は、光の当て次第で輝きを増し、住民に誇りを、来訪者に喜びを与えることができる、という基本理念のもと「世間遺産」や「僕立公園」などを提唱。鹿児島県内の歴史や地理を機軸に、近代化産業遺産・温泉・鉄道・微地形など様々なテーマで自らも案内人として地域を語るほか、県内及び九州各地での観光ボランティアガイドの育成・研修、まちづくりコーディネーターなどにも従事。

志学館大学非常勤講師（地域教育論）、鹿児島県観光アドバイザー等多くの公職に従事し、テレビ、ラジオにも出演中。

- | | | |
|----|---|---|
| ●主 | 唱 | 厚生労働省 鹿児島労働局 |
| ●主 | 催 | （公社）鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
鹿児島県砕石協同組合連合会
（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島支部 |
| ●共 | 催 | （独）労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部
鹿児島県T H P 推進連絡協議会 |
| ●協 | 賛 | （公社）鹿児島県医師会
（公社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部 |
| ●後 | 援 | 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社（予定） |

【問い合わせ先】 鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局
（鹿児島県労働基準協会内 電話099-226-3621）

平成30年度 鹿児島地区出張特別試験のご案内

～労働安全衛生法に基づく免許試験～

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター

鹿児島地区出張特別試験が平成30年8月25日（土）に次のとおり実施されます。

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

① 学科試験手数料

各免許試験とも 6,800円

学科試験手数料の払込は、所定の用紙を使用し、郵便振替又は銀行振込にしてください。（現金納入はできません。）

4 受験申請書の受付期間（必着）

平成30年6月13日（水）から6月29日（金）まで
（土・日を除く）

★実技試験について

(1) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）、移動式クレーン運転士免許試験及び揚貨装置運転士は、実技試験を伴いますが、登録教習機関の実技教習修了者は、修了日から1年間実技試験が免除となります。

(2) 学科試験合格者で、九州安全衛生技術センターで実施する実技試験を希望された方は、実技受験票により、実技試験の日時をお知らせします。

(3) 実技試験手数料

11,100円を実技試験当日九州安全衛生技術センター受付に現金で納入してください。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

（福岡県久留米市東合川5丁目9番3号）

TEL0942-43-3381 <http://www.kyushu.exam.or.jp/>

(4) 揚貨装置運転士の実技試験は、水島港湾技能教習所（岡山県）で実施いたします。

5 鹿児島国際大学への交通機関

(1) JR

鹿児島中央駅から指宿・枕崎線「喜入、山川または枕崎行き」で坂之上駅下車、乗車時間約25分、徒歩約20分。

(2) 鹿児島交通バス

・「平川動物園行き」又は「指宿・枕崎行き」で、坂之上南停留所下車、徒歩約20分。

・「国際大学・慈眼寺団地行き」で国際大学前停留所下車、徒歩約5分。

注・バスは、道路事情によって、かなりの遅れも見込まれますので、ご注意ください。

特に、「国際大学・慈眼寺団地行き」は、便数が少ないので注意が必要です。

・受験者駐車場はありますが、交通混雑が予想されますので、車で来られる方は、余裕をもってお出かけください。また、学生駐車場入口から進入して下さい。

別表1 試験の種類及び 試験の日時・場所

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験日	試験の種類	試験時間	試験場
8月25日(土)	○ 第一種衛生管理者	9:30～12:30	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 2号館 所在地：鹿児島市坂之上 8丁目34-1 (試験当日の間合せ先： TEL 090-8689-4071)
	○ 第二種衛生管理者	9:30～12:30	
	潜水士	10:00～15:30	
	★ クレーン・デリック運転士（クレーン限定）	13:30～16:00	
	★ 移動式クレーン運転士	13:30～16:00	
	★ 揚貨装置運転士	13:30～16:00	
	○ 一級ボイラー技士	10:00～15:30	
	二級ボイラー技士	13:30～16:30	
	ボイラー整備士	13:30～16:00	
			※試験については、大学に問い合わせをしないで下さい。 駐車場は台数に制限がありますので、できるだけ公共交通機関を利用して、ご来場ください。

- (注) 1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。
2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。
3. 大学構内は「歩行喫煙・ポイ捨て厳禁」です。喫煙は所定の場所で行います。
4. 試験当日は、大学内の食堂・売店は営業していません。

別表2 受験申請書の受付

試験の種類ごとに次の団体で受け付けます

試験の種類	受験申請書提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 クレーン・デリック運転士（クレーン限定） 移動式クレーン運転士	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 (〒892-8550) 電話：099-226-3621
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 (〒892-0816) 電話：099-223-1544
潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 (〒890-8512) 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター (〒892-0835) 電話：099-226-2611



平成30年7月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市セツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者又は受講資格
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 7/2～7/6 【科目免除者】 7/2～7/3	6/4～6/8	【全科目者】 会員：30,860円 一般：31,860円 【科目免除者】 会員：20,060円 一般：21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者（キャブリアー車限定を除く）
床上操作式クレーン運転	7/2～7/4	6/4～6/8	【全科目者】 会員：28,730円 一般：29,730円 【科目免除者】 会員：26,570円 一般：27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
石綿作業主任者	7/5～7/6	6/4～6/8	会員：12,824円 一般：13,824円	
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	7/11～7/13	6/11～6/15	会員：18,440円 一般：19,440円	
【普通自動車運転免許証写し必要】 高所作業車運転	7/17～7/18	6/18～6/22	【全科目者】 会員：30,680円 一般：31,680円 【科目免除者】 会員：29,600円 一般：30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	7/19～7/20	6/18～6/22	会員：12,824円 一般：13,824円	オロシティーホールでの実施になります。
車両系建設機械運転 （整地・運搬・積み込み用及び掘削用）	【全科目者】 7/23～7/27 【科目免除者】 7/23～7/24	6/25～6/29	【全科目者】 会員：65,200円 一般：66,200円 【科目免除者】 会員：36,040円 一般：37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
玉 掛 け	7/23～7/25	6/25～6/29	【全科目者】 会員：22,040円 一般：23,040円 【科目免除者】 会員：19,880円 一般：20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン 運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 7/30～8/3 【科目免除者】 7/30～7/31	7/2～7/6	【全科目者】 会員：30,860円 一般：31,860円 【科目免除者】 会員：20,060円 一般：21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者（キャブリアー車限定を除く）
建築物等の鉄骨の組立等 作業主任者	8/2～8/3	7/2～7/6	会員：13,280円 一般：14,280円	・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上 従事した経験を有する者 等
移動式クレーン運転実技教習 （5t以上）【実技免除】	7/9～7/14	6/11～6/15	【全科目者】 会員：89,861円 一般：90,861円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 （但し、講習初日の学科は必修科目となっております。）
アーク溶接等 研削といしの取替え等 （自由研削用）	7/9～7/11 7/17	6/11～6/15 6/18～6/22	会員：18,360円 一般：21,600円 会員：11,016円 一般：12,096円	
小型車両系建設機械運転 （整地・運搬・積み込み用及び掘削用）	7/19～7/20	6/18～6/22	会員：16,460円 一般：19,700円	
低圧電気取扱	8/1～8/2	7/2～7/6	会員：15,822円 一般：19,062円	
職 長 教 育	7/30～7/31	7/2～7/6	会員：12,744円 一般：15,984円	

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者
小型移動式クレーン運転技能講習	7/9～7/11	6/4～6/8	【全科目者】 会員：28,420円 一般：29,420円 【科目免除者】 会員：26,260円 一般：27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者
小型移動式クレーン運転技能講習	7/17～7/19	6/18～6/20	【全科目者】 会員：28,420円 一般：29,420円 【科目免除者】 会員：26,260円 一般：27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

徳之島地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者
小型移動式クレーン運転技能講習	7/24～7/26	6/4～6/15	【全科目者】 会員：28,420円 一般：29,420円 【科目免除者】 会員：26,260円 一般：27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
玉 掛 け 技 能 講 習	7/31～8/2	6/11～6/22	【全科目者】 会員：22,040円 一般：23,040円 【科目免除者】 会員：19,880円 一般：20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン 運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。